

（下線部分は変更部分）

2009年7月17日変更	2009年4月30日制定
<p style="text-align: center;">性能等確認業務規程 <u>平成21年7月17日</u> 財団法人 日本自動車研究所</p> <p style="text-align: center;">制定 平成21年4月30日 <u>変更 平成21年7月17日</u></p> <p>1.～10. (略)</p> <p>11. 品質及び性能等確認済表示の管理体制の確認 性能等確認の申請に対し、研究所は、申請に係る後付消音器の製作に関して確認申請者が別添7に定める品質及び性能等確認済表示の管理体制を有することを申請書並びに別表第1第3項、第4項及び第5項に定める添付書面に基づき確認する。</p> <p>12. 性能等確認済表示の表示位置等の確認 性能等確認の申請に対し、研究所は、申請に係る後付消音器の性能等確認済表示の表示位置等が次に掲げる事項を満足することを申請書及び別表第1第6項に定める添付書面等に基づき確認する。 (1)・(2) (略)</p> <p>13. 取り付けることができる自動車等の範囲の確認 取り付けることができる自動車等の範囲を限定する後付消音器の性能等確認の申請にあつては、研究所は、申請書及び別表第1第7項に定める添付書面に基づきその範囲を確認する。</p>	<p style="text-align: center;">性能等確認業務規程 <u>平成21年4月30日</u> 財団法人 日本自動車研究所</p> <p style="text-align: center;">制定 平成21年4月30日</p> <p>1.～10. (略)</p> <p>11. 品質及び性能等確認済表示の管理体制の確認 性能等確認の申請に対し、研究所は、申請に係る後付消音器の製作に関して確認申請者が別添7に定める品質及び性能等確認済表示の管理体制を有することを申請書並びに別表第1第3項及び第4項に定める添付書面に基づき確認する。</p> <p>12. 性能等確認済表示の表示位置等の確認 性能等確認の申請に対し、研究所は、申請に係る後付消音器の性能等確認済表示の表示位置等が次に掲げる事項を満足することを申請書及び別表第1第5項に定める添付書面等に基づき確認する。 (1)・(2) (略)</p> <p>13. 取り付けることができる自動車等の範囲の確認 取り付けることができる自動車等の範囲を限定する後付消音器の性能等確認の申請にあつては、研究所は、申請書及び別表第1第6項に定める添付書面に基づきその範囲を確認する。</p>

14.・15. (略)

16. 確認済後付消音器製作者等の義務

(1)～(3) (略)

(4) 確認済後付消音器製作者等は、確認を受けた後付消音器以外に性能等確認済表示を行ってはならない。また、性能等確認済表示を行う後付消音器を製作する場合には、申請に当たって提出した性能等確認済表示の管理体制を遵守し、第三者による性能等確認済表示の不正表示の防止に努めなければならない。

(5)・(6) (略)

17. (略)

18. 変更等の確認及び届出

(1) 確認済後付消音器製作者等は、第7条に規定する添付書面のうち別表第1第2項、第5項、第6項、第7項及び第10項に掲げる書面の記載事項を変更する場合には、第2号様式による変更確認申請書及び変更に関する資料を研究所に提出し、その変更の確認（以下「変更確認」という。）を申請することができる。この場合において、当該変更に関する資料については、後付消音器の性能等確認申請書の添付書面に準ずるものとする。

(2)～(7) (略)

19. 申請の受付及び確認日程並びに手数料等

(1)～(4) (略)

(5) 研究所は、確認期間（申請の受付けから性能等確認結果の通知までの期間）を原則として概ね12週間程度で処理することとする。

なお、性能等確認に係る試験が発生しない場合には、確認期間を原則として概ね2週間程度で処理することとする。

14.・15. (略)

16. 確認済後付消音器製作者等の義務

(1)～(3) (略)

(4) 確認済後付消音器製作者等は、確認を受けた後付消音器以外に性能等確認済表示を行ってはならない。また、性能等確認済表示を行う後付消音器を製作する場合には、申請に当たって提出した性能等確認済表示の管理体制を遵守し、第三者による性能等確認済表示の不正使用等の防止に努めなければならない。

(5)・(6) (略)

17. (略)

18. 変更等の確認及び届出

(1) 確認済後付消音器製作者等は、第7条に規定する添付書面のうち別表第1第2項、第5項、第6項及び第9項に掲げる書面の記載事項を変更する場合には、第2号様式による変更確認申請書及び変更に関する資料を研究所に提出し、その変更の確認（以下「変更確認」という。）を申請することができる。この場合において、当該変更に関する資料については、後付消音器の性能等確認申請書の添付書面に準ずるものとする。

(2)～(7) (略)

19. 申請の受付及び確認日程並びに手数料等

(1)～(4) (略)

(5) 研究所は、確認期間（申請の受付けから性能等確認結果の通知までの期間）を原則として概ね12週間程度で処理することとする。

なお、新たな性能等確認に係る試験が発生しない場合には、確認期間を原則として概ね2週間程度で処理することとする。

20.～25. (略)

附則 この業務規程は、平成 21 年 7 月 17 日から変更・実施する。

別添 1・2 (略)

別添 3 加速走行騒音の測定方法

1. (略)

(性能等確認における試験自動車の選定)

2. 性能等確認に係る試験に供する試験自動車の選定に当たっての参考とすることのできる考え方の一例を以下に示す。

(1)・(2) (略)

表 1

加速走行騒音		
項目		仕様例、選定方法等
A	①～③ (略)	(略)
B	①～③ (略)	(略)
	④ 車両総重量	軽いもの ^(a)
	⑤ (略)	(略)

(a) 細目告示別添 40 では、「試験自動車の重量は、車両総重量であること」と規定されている。試験自動車として軽い仕様の自動車等を提示できない場合にあっても、積載重量を減じることにより軽い仕様の自動車等の車両総重量に合わせることができる場合には、代替の試験自動車として選定できることとする。次の表 2 に、乗車定員 5 人の自動車の場合の例を示す。なお、軽い仕様の自動車等及び代替の試験自動車の車両重量は諸元値（当該自動車等の製作者が公表する値）とし、加速走行騒音を測定する際の車両重量は諸元値及び積載重量を基に求めることとする。

表 2 (略)

20.～25. (略)

附則 この業務規程は、平成 21 年 4 月 30 日から実施する。

別添 1・2 (略)

別添 3 加速走行騒音の測定方法

1. (略)

(性能等確認に係る試験自動車の選定)

2. 性能等確認に係る試験に供する試験自動車の選定に当たっての参考とすることのできる考え方の一例を以下に示す。

(1)・(2) (略)

表 1

加速走行騒音		
項目		仕様例、選定方法等
A	①～③ (略)	(略)
B	①～③ (略)	(略)
	④ 車両総重量	軽いもの ^(※)
	⑤ (略)	(略)

(※) 細目告示別添 40 では、「試験自動車の重量は、車両総重量であること」と規定されている。試験自動車として軽い仕様の自動車等を提示できない場合にあっても、積載重量を減じることにより軽い仕様の自動車等の車両総重量に合わせることができる場合には、代替の試験自動車として選定できることとする。次の表 2 に、乗車定員 5 人の自動車の場合の例を示す。なお、軽い仕様の自動車等及び代替の試験自動車の車両重量は諸元値（当該自動車等の製作者が公表する値）とし、加速走行騒音を測定する際の車両重量は諸元値及び積載重量を基に求めることとする。

表 2 (略)

(試験成績表)

3. 加速走行騒音の測定結果は、第 9 号様式に記載する。なお、試験自動車の車両重量について、前号(a)項を適用した場合には、同様式備考欄にその旨を記載することとする。

別添 4 試験自動車の諸元表

(諸元表の提出)

1. 確認申請者は、研究所に対し、第 6 号様式表 1 による試験自動車の諸元表を提出すること。なお、試験自動車の車両重量について、別添 3 第 2 号(a)項を適用する場合あっては、同様式表 2 による諸元表を提出すること。また、記載に際しては、同様式表 3 を参照すること。
2. (略)

別添 5 外観等による第二種後付消音器の騒音防止性能確認の方法

- 1.~3. (略)

(確認基準)

4. 当該申請に係る第二種後付消音器の性能等の確認において、次に掲げる基準を満足するものは純正消音器と同一の構造を有するものとする。
 - (1) 消音器の材質及び内部の基本構造が、純正消音器と同一であること。
 - (2)~(6) (略)
5. (略)

別添 6 (略)

別添 7 品質及び性能等確認済表示の管理体制

1. (略)
(性能等確認済表示の管理体制)
2. 確認申請者は、性能等確認済表示の管理に係る実施要領を定め、性能等確認済表示の表示位置に係る管理体制及び第三者による性能等確認済表示の不正表示の防止のための措置を講じる体制を有しなければならない。具体的

(試験成績表)

3. 加速走行騒音の測定結果は、第 9 号様式に記載する。なお、試験自動車の車両重量について、前号(※)を適用した場合には、同様式備考欄にその旨を記載することとする。

別添 4 試験自動車の諸元表

(諸元表の提出)

1. 確認申請者は、研究所に対し、第 6 号様式表 1 による試験自動車の諸元表を提出すること。なお、試験自動車の車両重量について、別添 3 第 2 号(※)を適用する場合あっては、同様式表 2 による諸元表を提出すること。また、記載に際しては、同様式表 3 を参照すること。
2. (略)

別添 5 外観等による第二種後付消音器の騒音防止性能確認の方法

- 1.~3. (略)

(確認基準)

4. 当該申請に係る第二種後付消音器の性能等の確認において、次に掲げる基準を満足するものは純正消音器と同一の構造を有するものとする。
 - (1) 消音器の内部の基本構造が、純正消音器と同一であること。
 - (2)~(6) (略)
5. (略)

別添 6 (略)

別添 7 品質及び性能等確認済表示の管理体制

1. (略)
(性能等確認済表の管理体制)
2. 確認申請者は、性能等確認済表示の管理に係る実施要領を定め、性能等確認済表示の表示位置に係る管理体制及び第三者による性能等確認済表示の不正表示等の防止のための措置を講じる体制を有しなければならない。具体

には、少なくとも次に掲げる事項により製品の識別及び製作・販売履歴を適切に確保する体制を有しなければならない。

- (1) 性能等確認済表示の不正表示の防止のための措置を講じること。
- (2) 後付消音器の販売先が、性能等確認済表示の内容により特定できるよう記録・保存すること。
- (3) (1)項の措置及び(2)項の記録・保存に係る管理責任者を選任すること。

別添 8 (略)

別表第 1 (性能等確認申請書の添付書面及び記載事項)

添付書面	記載要領等
1.~4. (略)	(略)
<u>5. 申請に係る後付消音器に表示する性能等確認済表示の不正表示の防止のための措置を記載した書面</u>	<u>第三者による性能等確認済表示の不正表示の防止のための措置を記載すること。</u>
6. 性能等確認済表示の表示図	(略)
7. 取り付けることができる自動車等の範囲を限定する後付消音器の性能等確認申請にあつては、当該後付消音器を取り付けることができる自動車等の範囲を記載した書面	(略)
8. 申請に係る後付消音器を備えた試験自動車により騒音防止性能を確認する場合にあつては、試験自動車の諸元表	(略)
9. 業務規程第 5 条に規定する購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	(略)
10. その他研究所が確認の実施に当たっ	(略)

的には、少なくとも次に掲げる事項により製品の識別及び製作・販売履歴を適切に確保する体制を有しなければならない。

- (1) 全ての後付消音器に性能等確認済表示及びロット番号又は製造番号を表示すること。ただし、消音器を梱包して販売する場合にあつては、ロット番号又は製造番号の表示を梱包に行つてよいこととする。
- (2) (1)項に掲げる性能等確認済表示及び番号毎に、後付消音器の販売先を記録・保存すること。
- (3) (1)項の表示及び(2)項の記録・保存に係る管理責任者を選任すること。

別添 8 (略)

別表第 1 (性能等確認申請書の添付書面及び記載事項)

添付書面	記載要領等
1.~4. (略)	(略)
5. 性能等確認済表示の表示図	(略)
6. 取り付けることができる自動車等の範囲を限定する後付消音器の性能等確認申請にあつては、当該後付消音器を取り付けることができる自動車等の範囲	(略)
7. 申請に係る後付消音器を備えた試験自動車により騒音防止性能を確認する場合にあつては、試験自動車の諸元表	(略)
8. 業務規程第 5 条に規定する購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	(略)
9. その他研究所が確認の実施に当たって	(略)

て必要と認められる書面

第 1 号様式（後付消音器の性能等確認申請書）
（略）

後付消音器の性能等確認申請書	
財団法人 日本自動車研究所 殿	
平成	年 月 日
確認申請者の氏名 又は名称 (略)	印
(略)	

注) 確認申請者が法人の場合には、その名称及び代表者氏名を確認申請者の氏名又は名称欄に記載し、押印すること。

後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器又は第二種後付消音器）を記載すること。

第二種後付消音器の確認申請の場合には、性能等確認済表示に用いる商標又は商号を備考欄に記載すること。また、これまでに研究所において確認を受けた第二種後付消音器と同様の方法で製作するものの確認申請の場合には、その旨並びに確認を受けたものの確認結果の番号を備考欄に記載すること。

確認申請する業務の種類欄には、業務規程別添 1 第 1 号(1)項から(4)項より確認申請する業務の種類を選択し、下記の例に従って記入すること。

「(1)試験等」、「(2)立会い等」、「(3)証明書等」、「(4)第二種後付消音器」
業務規程別添 1 第 1 号(5)項又は(6)項の業務を確認申請する場合には、それぞれ第 2 号様式又は第 11 号様式によること。

第 2 号様式（後付消音器の性能等の変更確認申請書）

後付消音器の性能等の変更確認申請書	
財団法人 日本自動車研究所 殿	

必要と認められる書面

第 1 号様式（後付消音器の性能等確認申請書）
（略）

後付消音器の性能等確認申請書	
財団法人 日本自動車研究所 殿	
平成	年 月 日
確認申請者の氏名 又は名称 (略)	
(略)	

注) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器又は第二種後付消音器）を記載すること。

第二種後付消音器の確認申請の場合には、性能等確認済表示に用いる商標又は商号を備考欄に記載すること。また、これまでに研究所において確認を受けた第二種後付消音器と同様の方法で製作するものの確認申請の場合には、その旨並びに確認を受けたものの確認結果の番号を備考欄に記載すること。

確認申請する業務の種類欄には、業務規程別添 1 第 1 号(1)項から(4)項より確認申請する業務の種類を選択し、下記の例に従って記入すること。

「(1)試験等」、「(2)立会い等」、「(3)証明書等」、「(4)第二種後付消音器」
業務規程別添 1 第 1 号(5)項又は(6)項の業務を確認申請する場合には、それぞれ第 2 号様式又は第 11 号様式によること。

第 2 号様式（後付消音器の性能等の変更確認申請書）

後付消音器の性能等の変更確認申請書	
財団法人 日本自動車研究所 殿	

平成 年 月 日
確認申請者の氏名 又は名称 (略)
印
(略)

平成 年 月 日
確認申請者の氏名 又は名称 (略)
印
(略)

注) 確認申請者が法人の場合には、その名称及び代表者氏名を確認申請者の氏名又は名称欄に記載し、押印すること。

後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器又は第二種後付消音器）を記載すること。

注) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器又は第二種後付消音器）を記載すること。

第 3 号様式（後付消音器の性能等の変更届出書）

後付消音器の性能等の変更届出書	
財団法人 日本自動車研究所 殿	
平成 年 月 日	
確認申請者の氏名 又は名称 (略)	印
(略)	

第 3 号様式（後付消音器の性能等の変更届出書）

後付消音器の性能等の変更届出書	
財団法人 日本自動車研究所 殿	
平成 年 月 日	
確認申請者の氏名 又は名称 (略)	印
(略)	

注) 確認申請者が法人の場合には、その名称及び代表者氏名を確認申請者の氏名又は名称欄に記載し、押印すること。

後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器又は第二種後付消音器）を記載すること。

注) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器又は第二種後付消音器）を記載すること。

第 4 号様式（後付消音器の製作等廃止届）

後付消音器の製作廃止届	
財団法人 日本自動車研究所 殿	
平成 年 月 日	
確認申請者の氏名 又は名称	印

第 4 号様式（後付消音器の製作等廃止届）

後付消音器の製作廃止届	
財団法人 日本自動車研究所 殿	
平成 年 月 日	
確認申請者の氏名 又は名称	印

(略)

(略)

注) 確認申請者が法人の場合には、その名称及び代表者氏名を確認申請者の氏名又は名称欄に記載し、押印すること。

後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器又は第二種後付消音器）を記載すること。

第 6 号様式（試験自動車の諸元表）

表 1

試験自動車の諸元表	
事 項	試験自動車
(略)	
車台番号又は車両識別番号 (VIN)	
(略)	

(日本工業規格 A 列 4 番)

注) (略)

表 2

試験自動車の諸元表		
事 項	不利な条件となる仕様の自動車等	代替の試験自動車
(略)		

(日本工業規格 A 列 4 番)

表 3

試験自動車の諸元表の記載方法等	
自動車の種別	表 4 に定める種別の記号、並びに小型自動車、普通自動車、軽自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。））、軽自動車（二輪自動車）、第一種原動機付自転車、第二

(略)

(略)

注) 後付消音器の区分欄には、申請に係る後付消音器の区分（第一種後付消音器又は第二種後付消音器）を記載すること。

第 6 号様式（試験自動車の諸元表）

表 1

試験自動車の諸元表	
事 項	試験自動車
(略)	
車台番号又は車両識別番号 (VIN) (※)	
(略)	

注) (略)

(※) 車台番号又は車両識別番号 (VIN) を有しない場合は、試験自動車を特定し得る製造番号等の記載に代えることができる。以下同じ。

表 2 (略)

試験自動車の諸元表		
事 項	不利な条件となる仕様の自動車等	代替の試験自動車
(略)		

表 3

試験自動車の諸元表の記載方法等	
自動車の種別	小型自動車、普通自動車、軽自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。））、軽自動車（二輪自動車）、第一種原動機付自転車、第二種原動機付自転車の別

	種原動機付自転車の別	
(略)	(略)	
車台番号又は車両識別番号 (VIN)	車台番号又は車両識別番号 (VIN) を有しない場合は、試験自動車特定し得る製造番号等の記載に代えることができる。	
(略)	(略)	
測定時積載重量 (kg)	表 1 による場合、 $55\text{kg} \times \text{乗車定員} + \text{最大積載量}$ 表 2 による場合、 $55\text{kg} \times \text{乗車定員} + \text{最大積載量} - (\text{代替の試験自動車の車両重量} - \text{軽い仕様の自動車等の車両重量})$	
車両総重量 (kg)	車両重量 + $55\text{kg} \times \text{乗車定員} + \text{最大積載量}$	
(略)	(略)	
変速機	種類	手動変速機 ⁽⁴⁾ 、半自動変速機、自動変速機の別
	形式	(略)
(略)	(略)	
タイヤ空気圧 (kPa)	定員乗車 + 最大積載量積載時の指定空気圧	
(略)	(略)	

(1) (略)

(2) 半自動変速機：動力伝達系統にトルクコンバータを有し、かつ、変速段の切換えを手動でのみ行う変速機

(3) (略)

(4) 手動変速機：動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換えを手動でのみ行う変速機

表 4

種別の記号	試験自動車の種別	
(S97-A82)	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車)	車両総重量が 3.5 トン以下のもの

(略)	(略)	
測定時積載重量 (kg)	表 1 による場合、 $55\text{kg} \times \text{乗車定員}$ 表 2 による場合、 $55\text{kg} \times \text{乗車定員} - (\text{代替の試験自動車の車両重量} - \text{軽い仕様の自動車等の車両重量})$	
車両総重量 (kg)	車両重量 + $55\text{kg} \times \text{乗車定員}$	
(略)	(略)	
変速機	種類	手動変速機 ⁽²⁾ 、半自動変速機、自動変速機の別
	形式	(略)
(略)	(略)	
タイヤ空気圧 (kPa)	定員乗車時の指定空気圧	
(略)	(略)	

(1) (略)

(2) 半自動変速機：動力伝達系統にトルクコンバータを有し、かつ、変速段の切換えを手動で行う変速機

(3) (略)

(4) 手動変速機：動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換えを手動で行う変速機

	定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）を除く。）	
(S100-A82)	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの
(S96-A82)	小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの
(S94-A82)	小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）	
(S84-A79)	第一種原動機付自転車	
(S90-A79)	第二種原動機付自転車	

第 7・8 号様式 (略)

第 9 号様式 (自動車騒音試験成績表)

(略)

○加速走行騒音試験

測定回数	(略)	成績 (dB)	備考
1			
2			

(略)

○近接排気騒音試験

測定回数	(略)	成績 (dB)	備考
右	1		
	2		
左	1		
	2		

(略)

第 7・8 号様式 (略)

第 9 号様式 (自動車騒音試験成績表)

(略)

○加速走行騒音試験

測定回数	(略)	成績 (dB)	備考
1			
2			

(略)

○近接排気騒音試験

測定回数	(略)	成績 (dB)	備考
右	1		
	2		
左	1		
	2		

(略)

番号： _____

後付消音器の名称（型式）

添付資料（試験自動車の外観及び消音器の装着状況 1/3～3/3）

（略）

第 10 号様式（第二種後付消音器の確認結果）

（略）

番号： _____

第二種後付消音器の名称（型式）

添付資料（第二種後付消音器の外観 1/2～2/2）

（略）

第 11 号様式（性能等確認結果の再交付申請書）

性能等確認結果の再交付申請書	
財団法人 日本自動車研究所 殿	
平成 年 月 日	
確認申請者の氏名 又は名称 (略)	印
(略)	

注) 確認申請者が法人の場合には、その名称及び代表者氏名を確認申請者の氏名又は名称欄に記載し、押印すること。

該当しない項目は「/」を記入又は抹消すること。

後付消音器の名称（型式）

添付資料（試験自動車の外観及び消音器の装着状況 1/3～3/3）

（略）

第 10 号様式（第二種後付消音器の確認結果）

（略）

第二種後付消音器の名称（型式）

添付資料（第二種後付消音器の外観 1/2～2/2）

（略）

第 11 号様式（性能等確認結果の再交付申請書）

性能等確認結果の再交付申請書	
財団法人 日本自動車研究所 殿	
平成 年 月 日	
確認申請者の氏名 又は名称 (略)	
(略)	

注) 該当しない項目は「/」を記入又は抹消すること。